

# 「未来のペットショップのかたち」提言書

平成 29 年 8 月吉日

株式会社カラーズ

# 目次

- 1) 序章
- 2) ペットを取り巻く環境についての課題認識
- 3) 目指すべき社会像とプロフェッショナルの位置づけ
- 4) 目指すべき社会像の中でのペットショップの役割と機能
- 5) 準プロフェッショナルの整備と育成
- 6) 必要な法整備の方向性について

## 1) 序章：

### ■本提言書の目的：

本提言書は、株式会社カラーズが主体となり、ペット関連業務従事者（ペットサロン、動物保護団体、ペットショップ、ブリーダー、ペット関連メディアなど）のみなさまからのご意見、ご提案を参考に、日本におけるペットショップの役割やその役割を果たすために必要な機能、法整備についての考察をまとめたものです。

現状についての問題点の指摘にとどまらず、ひとつの具体的解決策を提示することを目指して作成いたしました。しかしながら、この提言書の内容が完璧かつ唯一絶対の解とも位置づけておりません。足りない視点や見識不足なども多く存在することと思いますが、「未来像を創る」という視点のもと、ひとつの考え方として「未来像を創るための健全な議論」の出発点としてこの提言書を捉えていただければ幸甚に存じます。

つまり、あくまでも本提言書の目的は、明るい未来・社会を創るための具体策実現に向けての出発点となることです。そして、何より私たち株式会社カラーズ自身にとっての道しるべとなるべく、現段階での考えをまとめました。

最後に蛇足ながら、本提言書は現状への、もしくは特定の業態や団体様、個人様への一方的な批判を展開するためのものではないことをご理解頂きますようお願い申し上げます。

この提言書を読んでいただいたみなさまの今後の活動の一助になれば幸いです。

### ■「未来のペットショップのかたち検討会」：

「未来のペットショップのかたち検討会」は株式会社カラーズが主催者となって、2015年11月にスタートした任意の意見交換の場です。当会の目的は、1) ペットショップが果たすべき社会的使命・役割を明確にし、それを実現できる具体的なショップの形を明確化&実用化すること。(キーワードは ・実現可能性 ・持続可能性 ・拡大可能性)、また、2) そのショップの形・あり方を実現するために必要な法整備についての提言をまとめること、におきました。発足以来、半年に一度の意見交換の場を持ち、述べ24団体、30人の方に参加頂きました。

本提言書の内容は、「未来のペットショップのかたち検討会」で出た様々なご意見を参考にしつつ、株式会社カラーズがまとめたものになります。参加頂いた団体様、個人様の意見をそのまま反映したものではありません。

注) 本提言書における「ペットショップ」の定義は、いわゆる生体販売を行う店舗のみなら

ず、ペットサロンやペットグッズ販売店など、動物病院以外でペット（犬、猫）に関わるサービスを提供している全ての小売・サービス店をさします。

■本提言書をまとめた背景：

ご承知のとおり幾度かのペットブームを経て、日本においても犬・猫は家族の一員として一定の地位を得、多くの人にとってかけがえのない存在となりました。一方で捨て犬・猫、殺処分、“悪徳ブリーダー”、生体販売のあり方など様々な問題も噴出いたしました。

ただ、行政、動物愛護団体様をはじめとする業界に関わる多くの団体・個人や業界内部からのご尽力により、動物福祉の意識向上や殺処分ゼロに向けての機運は近年高まりを見せ、事実、日本における犬猫の殺処分数は平成 28 年度実績で 8.3 万頭にまで減りました。犬においては、殺処分ゼロの達成も視野に入ってきた状態です。

ただ、仮に殺処分ゼロが達成されたとしても、それがゴールではなく、その状態を保ち続けることこそがゴールであるべきとの考え方もあります。その前提で考えたとき、私たちは目指すべき明確な将来像を描けているのか？という疑問がわいてきました。

特にペット業界の中でビジネスを行っている身として、自分たちは今後どのような方向に進むべきなのか、具体的にはどのようなショップを目指すべきなのか、これを改めて明確にすべき時期に来ているのではなかろうかという思いに至りました。

それを明確にするために、様々な視点から「ペットショップのあり方」について意見を頂くために発足したのが「未来のペットショップのかたち検討会」です。

## 2) ペット市場を取り巻く課題認識：

「未来のペットショップのかたち」を定義付ける前に、まずは現在のペット市場における課題と思われることを、検討会に参加頂いた皆様から任意に出して頂きました。もちろん、ここにまとめたものだけが課題ではありませんが、ペットショップが関わることができる、もしくは関わるべき課題としては、以下の3つの分野が大きなものと認識しています。

### ■1：生体の流通と販売のあり方：

現在の生体販売は、繁殖、流通経路、展示方法の全てのプロセスにおいて、動物福祉の視点（動物にとって無用な苦痛やストレスをなくし、健全な心身を保つ）から見て改善すべきポイントが多くあると考えます。

#### 繁殖：

- ・繁殖に関する知識・経験などは問われず、誰でも資格なしで繁殖が可能であること
- ・繁殖犬・猫の健全性がチェックされていないこと
- ・繁殖犬・猫の飼育環境や繁殖の回数への制約・制限がないこと

#### 流通経路：

- ・生後間もない段階で親・兄弟から離されること
- ・流通経路上での健康管理や衛生管理の基準・ルールがないこと

#### 展示方法：

- ・展示スペースの広さの指標がないこと
- ・展示方法についての制約・制限がないこと

#### 販売方法：

- ・かわいさを強調し、動物飼育に伴う責任や負担についての十分な説明がなされない場合が多いこと
- ・買い手の意識や知識レベル、飼育環境などが把握されないまま、買い手の「好み」のみで売買が可能であること

これらの課題を解決するための新たな生体流通・販売の形を構築することが必要です。

## ■2：飼い主の意識・知識レベル：

先述の生体販売のあり方とも関連しますが、犬猫をを飼うことについての事前の知識もなく、命に対する責任を自覚しないままで動物を飼う人が存在します。また、自分のライフスタイルや生活環境、経済状況を考慮せずに犬種を選んでしまうこともあります。そのため、飼いきれなくなり犬猫を手放す人もあとを絶ちません。

したがって、飼う前から飼い主に適切な情報・アドバイスを提供できる環境や仕組みを通じて、事前の知識と自覚を持ってもらうことが必要だと思われます。

## ■3：セーフティネットの整備～保護犬・保護猫：

飼い主が手放した犬猫を引き取り、次の飼い主を見つけるために、各地の愛護センターならびに、多くの保護団体様・個人様が受け皿となり尽力されています。しかしながら、未だ日本においては犬猫を飼う際に、保護犬・猫を譲り受けるという選択肢は一般的に浸透しておらず、引き受けた犬猫に次の飼い主が見つかる絶対数も十分とは言えません。かつ、新しい飼い主が見つかるにしてもそれまでにかかる期間も長くなります。

結果として収容数に限りのある愛護センターにおいては殺処分という対応が必要になり、保護団体・個人においては、金銭的・労力的負担が大きくなっている事実があります。

このような実情を考えると、飼えなくなった動物たちのセーフティネットとしての社会インフラは十分に整備・機能しているとは言いがたく、ここにも大きな改善の余地があると考えます。

### 3) 目指すべき社会像とプロフェッショナルの位置づけ：

今回の動物愛護法の改訂が目前に迫り、改訂内容についての議論も活発になっています。また、「ペット市場を取り巻く課題認識」の中で取り上げた課題をなくすために、ブリーダーやペットショップに対する規制強化を盛り込むべきという意見も聞こえてきます。

しかしながら、法律はあくまでも「目指すべき社会の姿」を実現し守っていくための手段に過ぎません。少なくとも私たちが認識している限り、日本における動物との関わりという視点で、今後日本がどのような社会を目指していくのかが十分に議論され、合意されているようには感じません。

「殺処分ゼロ」という具体的な「目標」はよく聞きますし、多くの人が賛同しているように思います。しかしながら、「殺処分ゼロ」は目指したい社会像の一面を表すにすぎず、社会像そのものを定義するわけではありません。例えば、「殺処分ゼロ」は「一般人による動物飼育を認めない」という社会を意味するかもしれません。

この状況を見るに、どんな社会を目指すのかを定めずして、手段である法律の中身の話をしてあまり意味があるように思えません。それどころか、目指す方向を明確にせずに定めた法律が、私たちの望む社会像とは違う方向に社会を導いてしまう危険性すら感じます。それは「未来のペットショップのかたち」を議論するにつけても同じことです。

どんな社会を目指すのかが不明確なまま、「ペットショップはどうあるべきか」を議論しても意味がありません。

したがって、私たちはまず、目指すべき社会を定義することが重要と考え、それを以下のよう

#### ●目指すべき社会像：

**動物福祉を担保しつつ、多くの人**が動物（ペット）と出会い、ペットとの共生によって得られる**楽しみ、安らぎ、幸福感、そして健康的効能を享受できる社会**

\*動物福祉が担保された状態とは：

国際的動物福祉の基本とされる「動物の5つの自由（別添参照）」が実現されている状態。

動物福祉は当たり前の前提であって、動物福祉を実現することは目的ではありません。した

がって、動物福祉を担保することは大前提としたうえで、私たちは多くの人が動物と暮らすことを楽しんでいる社会を目指したいと考えています。つまりは、社会に動物が溶け込み、動物も人もお互いが幸福に暮らしている社会です。

この社会像は当たり前のことであり、これまでも色々なところで出てきた社会像ではないか？という捉え方もできます。ただ、この社会の定義で明確にしたいのは、「動物福祉だけを最終ゴールにしない」ということです。「動物福祉」を守りながら、人間も動物と暮らすことで様々なメリットを得られる社会であるべきという点です。

したがって、動物と暮らしたいという思いを持った人は誰でも、一定の条件を満たせばそれを実現できる社会であるべきであり、犬や猫との出会いの機会が極端に限定され、彼らと暮らすことのすばらしさや彼らと暮らすことでもたらされる喜びを身近に感じることが出来ない状態にはすべきではないと考えます。

#### ●プロフェッショナルの位置づけ：

このような社会においては、飼い主は言うまでもなく命を預かる責任と自覚が必要です。安易に動物を飼ってはいけないという前提は変わりません。しかしながら、動物と暮らすにあたって起こりえる諸問題に備えて、動物との暮らしに関わる知識や技術を全て飼い主自身が身に付けることは不可能であり、その必要もないと考えます。

その前提で、動物福祉を守り、飼い主とそのペットとの暮らしが豊かで楽しいものであるためには、ペットのプロフェッショナルの存在が欠かせません。動物との暮らしで分からないこと、困ったことは動物のプロフェッショナルがサポートし解決していく必要があります。

したがって、「目指すべき社会像」を実現するには、真の動物のプロフェッショナルが今以上の量と質で社会に存在していることが不可欠だと考えます。

一方、社会における動物のプロフェッショナルの価値も向上させる必要があります。社会において重要な役割の担い手として、動物のプロフェッショナルは今よりもずっと高い社会的地位を獲得すべきと考えます。



#### 4) 目指すべき社会でのペットショップの役割と機能 (添付イメージ図参照) :

「動物福祉を担保しつつ、多くの人々が動物（ペット）と出会い、ペットとの共生によって得られる楽しみ、安らぎ、幸福感、そして健康的効能を享受できる社会」を実現するために、またその社会でのプロフェッショナルの位置づけを考えたとき、ペットショップは目指すべき社会の要に位置づけられるべきと考えます。

具体的には、「犬猫との出会いを提供し、一生涯の暮らしを支える、飼い主にとって最も身近で最も頼れる存在」として役割を果たすことが期待されます。その役割を果たすためにペットショップが備えるべき機能は以下のとおりです。

##### 機能1：飼う前の知識提供と心構え形成

犬猫と暮らすとはどういうことか、どのようなすばらしいことがあるのかを伝えるとともに、どんな責任を伴うのか、どのくらいの労力・金銭的負担がかかるのかなどを伝え、衝動的に動物を飼うのではなく、基本的な知識と自覚を持ってから動物を迎えるという土台を作る役割と機能を担います。

- ・ 飼う前に受けるセミナーや相談会の実施

##### 機能2：犬猫との出会いの場

ペットショップは、信頼できるブリーダーとのネットワークを通じ、心身ともに健康な犬猫との出会いの場となります。

- ・ 飼い主のライフスタイル、生活環境、経済状況などをヒアリングした上で、個々の状況にあった犬種・猫種の提案を行う
- ・ 動物福祉が十分に担保できない形での生体の展示販売は行わない
- ・ 子犬、子猫のみならず、選択肢の一つとして保護犬猫の紹介も必ず行う
- ・ ネットワークしているブリーダー、保護施設と連携を取り、具体的な個体の紹介・仲介を行う

##### 機能3：日常ケアのサポート&アドバイス

犬猫と暮らす上で日常的に必要なとなるサービスの提供を質高く行い、人と犬猫の日常生活が滞りなく、かつ高い質で営まれるサポートをします。

- ・ トリミングサービス
- ・ 物販（フードの販売など）

#### 機能4：カウンセリング&コンシェルジュサービス

犬猫との暮らしの中での困りごと全般に対してカウンセリングを行い、問題解決のお手伝いをします。ショップ自身で解決できないものは各分野の専門家や専門サービスを紹介し、その専門家と連携することで問題解決に導きます。

・専門家ネットワーク：トレーニング（しつけ）、ホテル、シッター、介護、病院、葬送、ペットロスカウンセリングなど

## 7) 準プロフェッショナルの整備と育成：

ペット市場において動物福祉を阻害する要因は、ビジネスとしての効率性の追求に集約されます。例えば、なぜ「悪徳ブリーダー」が生まれるのか？それは、ビジネスとして生計を成り立たせるためには、コストを抑え効率を上げることが必要だからです。

ブリーディングにおけるコストとは、スペース、食事、ケアにかかる時間などです。コストを抑えるためにはスペースを極小にし、食事も最低限のものしか与えず、ケアはしない（散歩に連れて行かない、コミュニケーションを取らない、掃除をしない）ということになります。

また、コスト効率を上げるには、1頭の母犬からできるだけ多くの“商品”を生産する必要があります。つまり、1頭あたりの出産の回数は限りなく多い方がいいということになります。そして、生まれた子犬・子猫は早く出荷した方がコストは抑えられます。

同じようなことはペットホテルや動物の保護団体でも起こりえます。

しかしながら、私たちが目指す社会像を実現し、それを維持するには、ブリーダーもペットホテルも、もちろん保護団体も必要です。つまり、動物福祉を担保しつつそれらのビジネス・活動を維持していくためには、ペット産業の構造自体を「効率性」という呪縛から解き放つ必要があると考えます。

その解決策として「準プロフェッショナル」の育成と活用を提言します。

「準プロフェッショナル」とは、一般の飼い主さんの中で、動物たちのために何か役に立ちたいという気持ちを持っており、かつ動物の日常的なケアに関して一定の知識と経験を持った人たちのことです。そして、動物たちに関わる仕事によって生計を立てる必要がない人たちです。したがって、動物の専門家としての一定の知識やスキルを持ちながらも、効率を追い求める必要がないというのが、この準プロフェッショナルの方々の特徴です。

このような人材を多く育成し、プロフェッショナルとの連携が取れるような仕組みを作ることで、動物福祉を担保しながら、これまでのペット業界において課題とされていたような問題を解決できると考えます。

ブリーディングにおける準プロフェッショナルの活用：

- ・母犬の飼養と出産後の子犬の世話

- ・交配ならびに出産はプロフェッショナルが行う

ペットホテル（ペットシッター）における準プロフェッショナルの活用：

- ・ある一定の頭数までであれば、準プロフェッショナルが自宅で預かる、または飼い主さんの自宅でケアを行うことができる

保護団体での準プロフェッショナルの活用：

- ・保護した動物の一時預かりを自宅にて行う

実際にはこのような活動をしている一般の方もすでに多く存在します。しかしながら、それらの人たちの知識・技術レベルは一定ではなく、十分なレベルにないために動物福祉を守れていない場合があったり、一方、特定の分野においては十分な知識・スキルを持ち合わせているにも関わらず、法規制に阻まれ活動が出来ない場合があったりします。

準プロフェッショナルを公の存在にし、その育成・活用を積極的に図ることで、動物福祉は大きく前進すると考えます。

## 8) 必要な法整備についての提言：

「目指すべき社会像」を実現するためには、「未来のペットショップ」がうまく機能する必要があります。そのためには、「未来のペットショップ」に求めるレベルを明確に定めるとともにその機能をささえる準プロフェッショナルが活動するための根拠を法律で作る必要があります。

その観点で以下のポイントにおいて法整備が必要と考え提言します。

### (基本方針)

プロフェッショナルと準プロフェッショナルを明確に分け、プロフェッショナルには動物の専門家としての厳格な要件を要求する一方、高度なスキルが必要なものを含み、活動内容の範囲を広く設定する。一方、準プロフェッショナルができる活動内容の範囲は狭くかつレベル的にも高度なものは出来ないこととするが、要件は必要最低限のものにする。

現在の動物愛護法における動物管理者の要件は、プロフェッショナルとしては甘いまたは要件に漏れがある一方で、準プロフェッショナル的に活動しようとする大きな足かせになることもあり、中途半端であると認識しています。

プロフェッショナルとしての要件はこれまでも各種団体様や個人様から以下のような要望が出ており、私たちはその方向性に賛同いたします。(細かな規定についてはここでは取り上げません)

### ●すでに出ているプロフェッショナルに対する規制の要望例：

#### ブリーダー：

- ・ブリーディング&生体・生態について必要な知識を習得したものに対してのみ免許制
- ・ブリーディングに使う犬の健康状態についての条件の明確化
- ・ブリーディングの頻度やトータルの回数についての制限
- ・ブリーディングに使う犬の飼育環境についての具体的条件の明確化
- ・違反した場合の罰則規定

#### ペットホテル・ペットシッター：

- ・ペットの日常ケアについて十分な知識を習得し、一定の経験を積んだものに対してのみ免許制
- ・預かりスペースの広さ規定の明確化
- ・違反した場合の罰則規定

●準プロフェッショナルを実現するための法整備：

一方、今回の提言書で取り上げたいのが「準プロフェッショナル」を実現するための法整備です。動物の飼養・管理について一定の知識・経験を習得した者が、プロフェッショナルとの連携・管理下であることを条件に動物の飼養・管理にかかわる業務に従事できるようにすることを目指します。

- ・一定数の通常の状態にある動物の預かり、お世話を行う権利を与える
- ・ただし、やってはいけないことは明確に定める
- ・かつ、準プロフェッショナルの活動には必ずプロフェッショナルとの連携が必要とする。

(準プロフェッショナル活用例)

ブリーディング：

- ・準プロフェッショナル自身の自宅での母体の飼育と出生後（8週例以上まで）の子犬の飼育

ペットホテル・シッティング：

- ・準プロフェッショナル自身の自宅での「健康な犬猫」の預かり（頭数制限あり）や、飼い主宅への訪問シッティング

動物保護活動：

- ・準プロフェッショナル自身の自宅での保護動物の一時預かり（頭数制限あり）

## 別添

### 動物の5つの自由（公益社団法人 日本動物福祉協会 HP より引用）

#### 1. 飢えと乾きからの自由（解放）

動物が、きれいな水をいつでも飲めるようになっていませんか？

動物は、健康を維持するために栄養的に十分な食餌を与えられていますか？

#### 2. 肉体的苦痛と不快からの自由（解放）

動物は、適切な環境下で飼育されていますか？

その環境は、常に清潔な状態が維持できていますか？

その環境に鋭利な突起物のような危険物がないですか？

その環境には、風雪雨や炎天を、避けられる屋根や囲いの場所がありますか？

快適な休息場所がありますか？

#### 3. 外傷や疾病からの自由（解放）

動物は、痛み、外傷、或いは疾病の徴候を示していませんか？

もしそうであれば、その状態が診療され、適切な治療が行なわれていますか？

#### 4. 恐怖や不安からの自由（解放）

動物は、恐怖や精神的な苦痛（不安）の徴候を示していませんか？

もし、そのような徴候を示しているなら、その原因を確認できますか？

その徴候をなくすか軽減するために的確な対応がとれますか？

#### 5. 正常な行動を表現する自由

動物は、正常な行動を表現するための十分な広さが与えられていますか？

作業中や輸送中の場合、動物が危険を避けるための機会や休憩が与えられていますか？

動物は、その習性に応じて、群れあるいは単独で飼育されていますか？

また、離すことが必要である場合には、そのように飼育されていますか？